

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立美川中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法にあるように「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。つまり、いじめの判断は行為としてのいじめの有無を取り扱うだけのものではなく、被害生徒等の精神的苦痛に寄り添った判断が求められる。

(2) いじめ重大事態のとりえ

ア いじめを受ける生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、該当生徒等の状況を十分に把握して判断する。

イ いじめを受ける生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき、日数だけでなく、該当生徒等の状況を十分に把握して判断をする。

ウ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは一部の教職員が抱えることがないよう組織的かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

(4) いじめ防止に向けて、育てたい生徒の心

「美川中五つの心構え」を基盤とした教育活動を通して、互いを認め合い、思い合いの心を持った生徒を育てる。

教職員と生徒が一体となっていじめ防止活動を展開する必要がある。いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加活動できる授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒が自分事として主体的に考え、話し合える機会や場面を設ける。

2 いじめ対策委員会の位置付け

(1) 実施 ①毎月の職員会後 ②必要が生じた場合に速やかに

(2) 組織 ①全職員 ② 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、教科・領域指導員、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、SC

(3) 内容 ①いじめのささいな兆候や懸念、生徒・保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、情報交換・共有をする

②いじめ発見、いじめの通報を受けた場合、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援の方針を検討し、速やかに対応する。また、適切なメンバー構成を検討し、必要に応じて外部機関と連携する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止

- ア 五つの心構えである「励まし・感謝・傾聴、良さを認め合う、助け合う、痛みを知ることを日頃の生活の中で心掛けながら、互いを認め、思い合いをもった学級づくりを進める。
- イ 道德教育、人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、互いを思い合う心の醸成を図る。
- ウ 情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめや犯罪の加害者・被害者にならないよう指導する。
- エ 生徒へ温かいまなざしを向け、受容と迎合の区別をもち毅然と指導に当たる教師を育てる。
- オ 生徒会主催による人権集会等を実施し、いじめ防止の啓発活動を行う。

(2) 早期発見

- ア いじめアンケートを学期に2回実施する。
- イ 教育相談を定期テスト週間等を実施し、生徒の小さなサインを見逃さない。
- ウ 生活ノート等を活用し、日頃からの悩みや対人関係のトラブル等に注意する。
- エ SCとの連携をより密にし、不安定な生徒への心のケアを行い、いじめにつながる悩みがないかを把握するよう努める。

(3) いじめの対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、いじめ対策委員会を速やかに立ち上げ、組織的な対応を行う。
- イ 教職員の共通理解、保護者の協力、SC・警察・児童相談所等の専門機関との連携のもと対応を進める。
- ウ いじめの事実を隠すことなく、人として許される行為でないことを関係生徒に毅然と指導するとともに、経過観察も抜き行い、再発防止に努める。

(4) インターネット上を通じて行われるいじめへの対策

- ア 長期休業（夏・冬休み）前に全学級で情報モラル向上の授業を実施する。
- イ 講師を招いて、保護者・生徒向けの情報モラル教育を実施する。
- ウ 保護者会でインターネット上による犯罪（いじめ）防止を伝える。
- エ 「生活アンケート」で、インターネット上のいじめも相談できるようにする。
- オ 警察と連携し、インターネット上の誹謗・中傷への対処を検討する。

4 令和8年度の基本方針

(1) 昨年度のいじめ実態や対応から明らかになった課題

- ア 相手の思いを深く考えることなく発してしまう言葉がトラブルとなる。
- イ SNSへの投稿・画像の使用について、本人の許可を得ることなく行う。
- ウ 別のグループで話す噂や悪口を聞き、本人に伝えてしまうことで誤解を膨らませてしまう。

<課題> ・SNSによるトラブルを発見することは難しく、保護者への伝え方に課題がある。
・報告が共有されず、対応が組織的にならなかったことが課題である。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

- ア 未然防止を目的とした研修を実施し、教師が生徒の小さな変化に気付くためのスキルを身に付け、声のかけ方を学ぶ機会を設ける。
- イ 情報モラル教育を推進し、各学級での授業を毎学期必ず実施する。対応に関する保護者へ協力を求めることは、保護者会等を含め、機会をとらえて行うようにする。
- ウ 毎月の職員会後に、いじめ対策委員会を開催し、全職員で情報を共有する場を設ける。また、生徒指導部会を週に1度必ず開催し、対応についての方向性を検討し、情報を伝える対象や共有すべき内容などを明確にすることで組織的な対応になるようにする。

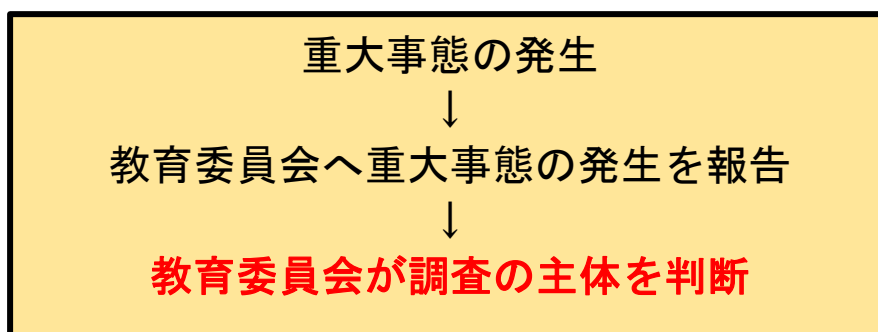
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画や基本方針等の見直しを図る。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の意識を高め、資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載し、周知する。

【重大事態の対応フロー図】



学校に重大事態の調査組織を設置

- ・「いじめ対策委員会」が主体となって調査する。
- ・人権擁護委員、主任児童委員、民生委員等の専門知識及び経験を有する第三者の参加を測り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

事実確認のための調査の実施

- ・因果関係の特定を急がず、事実が確認できる情報を集約し内容を整理する。
- ・事実内容を時系列にまとめ、しっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・関係生徒、保護者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に共有する。
- ・事前に対象の生徒や保護者に趣旨を説明し、すべて記名式によるアンケート調査を実施する。

教育委員会への調査結果の報告

- ・いじめを受けた生徒並びに保護者の希望があれば、その所見をまとめた文書を添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・再発防止に向けた対応策を検討し、実施する。
- ・実施した内容について意識調査を行い、検証する。

いじめ防止に係る年間計画

岡崎市立美川中学校

		いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域等の連携
4月	P ↓ D ↓ ↓ ↓ ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ ↓ ↓ C ↓ ↓ ↓ ↓ A ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ C ↓ ↓ ↓ ↓ A ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育（心と体の成長） ○美川中五つの心構え	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」をＨＰに提示 ○家庭訪問 ○授業参観 ○民生委員あいさつ運動 ○米山寮安全委員会
5月		○第１回対策委員会・現状と対策	○クリーンプロジェクト	○生活アンケート① ○教育相談① ○ＷＥＢＱＵの実施→検証	○米山寮安全委員会
6月		○現職研修①	○修学旅行（３年） ○６月の健康	○生活アンケート② ○教育相談②	○部活動懇談会 ○米山寮安全委員会
7月		○１学期のまとめ ○２学期の方針 ○第２回対策委員会	○情報ネットモラル教室		○健全育成協議会 ○学校評議委員会 ○保護者会 ○米山寮安全委員会
8月				○ＷＥＢＱＵによる２学期目標設定用紙作成	○ＰＴＣ交流会 ○ＰＴＡ奉仕活動
9月			○不審者対応訓練		○米山寮安全委員会
10月		○現職研修②	○美中祭 ○体育大会 ○１０月の健康	○生活アンケート③ ○教育相談③	○米山寮安全委員会
11月		○第３回対策委員会・現状と対策	○あなたへ届ける想い ○学校保健委員会 ○職場体験学習（２年）	○生活アンケート④ ○教育相談④ ○ＷＥＢＱＵの実施→検証	○米山寮安全委員会
12月			○人権集会（生徒会） ○長距離走大会	○ＷＥＢＱＵによる３学期目標設定用紙作成	○保護者会 ○米山寮安全委員会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○１月の健康 ○スキー研修（１年）	○生活アンケート⑤（学校診断含む） ○教育相談⑤ ○身体測定	○学校公開
2月		○第４回対策委員会・現状と対策 ○自己評価			○健全育成協議会 ○学校評議委員会 ○入学説明会 ○米山寮安全委員会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業祝う会		○同窓会入会式 ○学年保護者会 ○小中連絡会 ○米山寮安全委員
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の実践	○健康観察の実施 ○生活ノート ○ＳＣによる相談	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。